

日本観光ホスピタリティ教育学会 分科会規程

日本観光ホスピタリティ教育学会

(目的)

- 第1条 分科会は、日本観光ホスピタリティ教育学会（以下「本会」または「JSTHE」という）における観光ホスピタリティ教育分野の理論や実践方法に関する調査・研究事業を促進することを目的として構成する。
- 2 分科会の名称は、「JSTHE〇〇分科会」とする。

(構成員)

- 第2条 分科会は代表者と副代表者及び分科会会員をもって構成する。
- 2 代表者と副代表者は、本会の会員でなければならない。
- 3 構成員は原則として3人以上10人以内とし、11名を超える場合には理事会で審議する。

(募集及び成立)

- 第3条 本規程に則って分科会を設置しようとする者は本会所定の様式に基づいて設置申請を行い、理事会の採択をもって成立する。
- 2 分科会の募集は随時とし、期間を設けない。

(分科会の期間及び解散)

- 第4条 分科会の設置期間は、設置年度から原則2年度とする。ただし、設置期間終了前の申請と理事会の承認を経て、最長4年まで延長することができる。
- 2 分科会を解散する場合は、解散届を理事会に提出し、理事会の承認を得る。
- 3 分科会の活動が長期にわたって認められないなどの事由で、理事会での審議を経て分科会が不適切な状況にあると認めた場合には、解散を指示することがある。

(成果の公表)

- 第5条 分科会は、設置期間内の研究経過ならびに成果に関して、機関誌『観

光ホスピタリティ教育』への投稿ないしは全国大会での口頭発表を通じて報告する。

- 2 分科会の設置期間が延長された場合は、原則2年ごとに過去2年間について報告する。

第6条 分科会が主催する講演会等は本会会員に公開するものとし、日程などの情報についてニュースレターなどを通して事前に会員に知らせるものとする。

(分科会の報告義務)

第7条 分科会は毎年、当該年度の活動報告、会員構成について、学会事務局を通じて理事会に報告する。また、初年度末に関しては、翌年度の活動計画も合わせて報告する。

- 2 前項の報告を特別の理由無く怠った場合は、理事会の審議を経て、解散を指示する。

(分科会の連絡先及び事務)

第8条 分科会の連絡責任者は代表者とする。

- 2 分科会の運営に関する事務は原則として当該分科会において行う。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は理事会の決議を経て行う。

付則：

本規程は、2019年11月16日より施行する

以上